

諮問実施機関：熊本県知事 諮問日：平成29年10月16日（諮問第187号） 答申日：平成30年7月26日（答申第146号） 事案名：水俣病関係訴訟で熊本県知事が提出した準備書面に係る議事録・協議録の不開示決定（不存在）に関する件

答 申

第1 審査会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が水俣病関係訴訟で熊本県知事が提出した準備書面に係る議事録・協議録について平成29年2月17日に行った不存在による不開示決定は、妥当である。

第2 諮問に至る経過

- 平成28年12月19日、審査請求人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次のとおり行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

水俣病認定申請棄却処分取消等請求事件（〇〇訴訟）の控訴審での被控訴人熊本県知事らが福岡高等裁判所に提出した「第5準備書面（平成23年10月14日付け。以下「第5準備書面」という。）には、「検者はその結果が精神的な問題や環境的な問題に関して助けを求めるサインである可能性を考慮しなければいけない。」と記載されていた。

「精神的な問題」等との不適切な表現を、当該書面に記載するに当たっての議事録・協議録。（以下「本件開示請求1」という。）

を、本件訴訟以外に記載した訴訟名（行政不服審査会に提出したのものも含む）。（以下「本件開示請求2」という。）

が記載された「ハリソン内科学」を、なぜ熊本県（以下「県」という。）は使用したのか。このことに関する議事録・協議録。（以下「本件開示請求3」という。）

の表現以外で、県が不適切な表現を記載した訴訟名（行政不服審査会に提出したのものも含む）。（以下「本件開示請求4」という。）

の内容。（以下「本件開示請求5」という。）

を記載するに当たっての議事録・協議録。（以下「本件開示請求6」という。）

の開示を求める。

- 平成29年1月5日及び1月17日、実施機関は、本件開示請求に形式上の不備があるとして、条例第6条第2項の規定により、審査請求人に対し、補正通知書を送付した。

- 3 平成29年1月10日及び1月30日、実施機関は、審査請求人から、当該補正通知書に対する補正書を受理した。
2回の補正により確認された開示請求書の内容は、次のとおりである。
- (1) 本件開示請求4及び本件開示請求5については、本件開示請求1の表現以外の不適切な表現とは「人格」で、それを記載した訴訟等は、次の2つである。
- 水俣病国家賠償等請求事件（チッソ水俣病関西訴訟）
大阪高裁平成6年（ネ）第1969号外。被告準備書面（七）（その二）（以下「本件請求文書1」という。）
 - 公害健康被害補償不服審査会に提出した報告書（「口頭審理において報告を求められた事項について」）
平成18年6月7日付け水俣対第155号。（以下「本件請求文書2」という。）
- (2) 本件開示請求6については、本件請求文書1及び本件請求文書2に、「人格」という不適切な表現を記載するに当たっての議事録・協議録。（以下、本件請求文書1に関する議事録・協議録の開示請求を「本件開示請求6-1」、本件請求文書2に関する議事録・協議録の開示請求を「本件開示請求6-2」という。）
- 4 平成29年2月17日、実施機関は、保有する行政文書について対象文書の有無を検討し、本件開示請求2、本件開示請求4及び本件開示請求5に係る本件請求文書1及び本件請求文書2については、部分開示決定を行い、本件開示請求1、本件開示請求3及び本件開示請求6については、作成又は取得していないという理由から、不存在による不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行った。
- 5 平成29年4月28日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第6条の規定により、実施機関に対して本件不開示決定を不服とする審査請求を行った。
- 6 平成29年10月16日、実施機関は、この審査請求に対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定により、当審査会に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件不開示決定の処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書等によれば、おおむね以下のとおりである。

- (1) 「精神的な問題」は、水俣病被害者を「ニセ患者」と見なすものであり、このような人権を軽視した表現ができたのは、実施機関が不存在と

して不開示とした議事録等が存在していたからなので、これを特定し、開示することを求める。

- (2) 上告受理申立て理由書に記載した「作為性」等との表現は、「精神的な問題」同様に、水俣病被害者を「ニセ患者」と見なすものであり、このような人権を軽視した表現ができたのは、実施機関が不存在として不開示とした本件開示請求 1、本件開示請求 3 及び本件開示請求 6 に関する行政文書が存在したからなので、これを特定し、開示することを求める。
- (3) 被控訴人熊本県知事らが主張に用いた『ベッドサイドの神経の診かた』で述べている「精神的動揺」等との記載は、「精神的な問題」同様に、〇〇氏ばかりか全ての水俣病被害者を「ニセ患者」と見なすものであり、そこには本件開示請求 1、本件開示請求 3 及び本件開示請求 6 に関する行政文書が存在したからなので、そうでなければ、このような卑劣なことはできないことから、実施機関の弁明は、処分庁の情報隠しである。
- (4) 水俣病国家賠償等請求事件（チッソ水俣病関西訴訟）の控訴審における被控訴人国・県の「病像論」（平成 12 年 5 月 23 日付け「準備書面（七）（その二）」）を調べてみたところ、「そもそも、視野は、検査方法や被検者の環境、人格的機能的要因によって影響を受けやすく」とあった。

「人格」等との記載は、国・県が控訴人らの人権を軽視したものであり、これは第 5 準備書面における「精神的な問題」等との記載とまったく同じもので、ここから考えても、本件開示請求 1、本件開示請求 3 及び本件開示請求 6 に関する行政文書が存在したからなので、そうでなければ、このような悪質極まりないことを記載することはできないことから、審査請求人は、実施機関の弁明には到底承服できない。

- (5) 水俣病国家賠償等請求事件（水俣病胎児性世代訴訟）の第一審において、被告人国・県は「所見が一貫しない理由としては、老化現象によるものである可能性に加え、検者ごとの診察手段の差異、被検者の精神的ストレス及び疲労の影響も考えられる」と反論した。

「精神的ストレス」等とは、本件訴訟における「精神的な問題」とまったく同じもので、そこには本件開示請求 1、本件開示請求 3 及び本件開示請求 6 に関する行政文書が存在したからなので、そうでなければ、このような原告らを侮辱した記載はできないことから、審査請求人は、実施機関の弁明には到底承服できない。

第 4 実施機関の説明要旨

1 本件開示請求 1 について

「検者はその結果が精神的な問題や環境的な問題に関して助けを求めるサインである可能性を考慮しなければいけない。」との記載を引用したハリソン内科学は医学的にコンセンサスが得られた文献であり、引用するに当たって、特段、協議したことはないため、議事録・協議録は作成していない。

2 本件開示請求3について

ハリソン内科学は医学的にコンセンサスが得られた文献であり、引用するに当たって、特段、協議したことはないため、議事録・協議録は作成していない。

3 本件開示請求6について

「人格」という表現を記載するに当たって、特段、協議したことはないため、議事録・協議録は作成していない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件開示請求の妥当性について

(1) 本件開示請求1、本件開示請求3及び本件開示請求6-1について

ア 当審査会において、実施機関に対し、訴訟資料の作成プロセスについて詳細な説明を求めたところ、次のとおりであった。

水俣病関係訴訟における訴訟資料の作成については、水俣病認定業務が法定受託事務であり、争訟の結果は当該業務の根拠法令の効力若しくはその解釈又は国の施策等、国の利害に影響を及ぼすことから国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和22年法律第194号）第7条の規定に基づき、法務大臣に訴訟の実施を請求しているため、訴訟指揮は国が行い、水俣病の医学的知見や公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）や認定制度に関する部分は主に環境省が担当している。

このため、「精神的な問題」及び「人格」という表現を訴訟資料に記載するに当たって、特段、県において協議したことはない。

イ 上記の実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はないと認められる。

ウ 実施機関は、本件開示請求3に関する行政文書が存在しない理由について、第4-2のとおり説明している。

実施機関が、「ハリソン内科学」は医学的にコンセンサスが得られた文献であると判断しているのであれば、それを使用し、また、その文献を引用するに当たって、特段、県において協議したことは

ないとする当該説明に、特段不自然、不合理な点はない。

エ 以上のことから、本件開示請求 1、本件開示請求 3 及び本件開示請求 6 - 1 に係る議事録・協議録は存在しないとする実施機関の説明は、首肯し得る。

(2) 本件開示請求 6 - 2 について

当審査会において、実施機関に対し、本件請求文書 2 が作成されたプロセス及び「人格」という表現を記載した経緯について説明を求めたところ、次のとおりであった。

ア 他の裁判等での主張や公的検診の状況などから作成した。

イ 「人格」という表現の記載については、視野狭窄に関して、既に水俣病国家賠償等請求事件（チツソ水俣病関西訴訟）控訴審で主張しており、その準備書面の表現をそのまま引用したものであり、当該記載をするに当たって、特段協議したことはない。

以上のとおり、当該報告書の「人格」という表現は、過去の水俣病関係訴訟での主張をそのまま引用したものであり、それを記載するに当たって、特段協議したことはないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

(3) 以上のことから、本件開示請求 1、本件開示請求 3 及び本件開示請求 6 に係る不存在による不開示決定は、妥当である。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

3 結論

以上により、冒頭の「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県情報公開審査会

会	長	鹿瀬島正剛
会長職務代理者	井寺	美穂
委	員	立石 邦子
委	員	末松 恵美
委	員	中嶋 直木

審査の経過

年月日	審査の経過
平成 29 年 10 月 17 日	・ 諮問（第 187 号）

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 3 0 年 4 月 1 1 日	・ 審 議
平成 3 0 年 5 月 9 日	・ 審 議
平成 3 0 年 6 月 1 3 日	・ 実 施 機 関 か ら の 説 明 聴 取 及 び 審 議
平成 3 0 年 7 月 1 1 日	・ 審 議